

事務連絡
平成20年3月5日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(イスラエル産はちみつ及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、イスラエル産はちみつにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、ストレプトマイシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品

イスラエル産はちみつ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) LINS' S BEE FARM LTD. が製造した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ストレプトマイシンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、ストレプトマイシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(違反事例)

- 1 品名：はちみつ
- 2 生産国：イスラエル
- 3 製造者：LINS' S BEE FARM LTD.
- 4 検査結果：ストレプトマイシン 0.3ppm（基準：含有してはならない）
- 5 検疫所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21015496850号2欄）
- 6 輸入者：エリット株式会社